

パブリックコメント手続結果

令和 6 年 月 日

案件名	東松山市人権施策推進指針（第一次改定）		
案の公表期間 （意見募集期間）	令和5年11月10日（金）	～	令和5年11月30日（木）
意見提出者数	1	人	
担当部署 （問合せ先）	市民生活部	人権市民相談課	（人権推進グループ） Tel (0493) 21-1416（直通） 東松山市役所本庁舎 2階

●提出された意見の概要及び市の考え方

No.	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>第1章基本的な考え、第2章人権施策の推進方向、第3章分野別人権施策の推進、全体的にごもったもな事が書かれています。しかし、いくら指針と言っても具体性がなさ過ぎます。絵に描いた餅にならないか疑問です。</p> <p>第3章の1女性「施策の展開方向」について意見を申し上げます。③男女共同参画による地域づくりの最後「固定的な役割分担意識を解消するための取組を推進します。」の後に、「市役所庁内の女性管理職を3年以内に30%以上、10年以内に50%にします。」と表記する。④多様な生き方を選択できる条件整備の推進の最後に次の文言を追加する。「子どもの誕生した市役所の男性職員の育児休業取得率100%をめざします。」市役所が率先して取り組むべきです。</p> <p>第4章推進体制「2国、県、市町村、民間団体等との連携」には、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を踏まえる表記が必要ではないでしょうか。</p>	<p>第3章の1女性「施策の展開方向」について、本指針は人権施策を推進するために、基本理念や各施策分野における施策の方向性を示すものです。具体的な目標設定は個別の計画や実施計画の中で行ってまいります。</p> <p>第4章推進体制「2国、県、市町村、民間団体等との連携」については、施策の推進に当たっての各機関との連携体制に関する項目であることから、個別の計画名を記載する考えはありません。</p>

●提出された意見により修正した箇所とその理由

No.	修正した箇所	修正した理由
1	なし	